

平成元年9月8日

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本 章

委員会、委員、附属機関等の構成員台帳作成業務
に係るコンピュータ利用について（答申）

平成元年8月31日付藤市第6号をもって諮問された、委員会、委員、附属機関等の構成員台帳作成業務に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条による、コンピュータ利用を承認する。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、委員会、委員、附属機関等の構成員台帳作成業務に係るコンピュータ利用の必要性は、次のとおりである。

- ・ 市の機関における地方自治法第138条の4に定める委員会、委員、附属機関は現在77機関、構成員の数は約2,200人に及んでいる。
- ・ この委員等の選任委嘱は、各事業主管課ごとの手続きにより任命権者の決裁を受けて行われているが、現状任命権者においてこの構成員の全庁的把握ができていないため、市行政組織規則に定める事務分掌規定により、市長室が各事業主管課からの報告を受け、構成員台帳を作成するものである。
- ・ 委員の任期は1年から5年、さらには選出母体等における役職在任中など様々であり、しかも短期間における異動が激しいため、常に正確かつ最新の台帳を整備する必要からコンピュータを利用するものである。

3 審議会の判断理由

- ・ コンピュータ利用の必要性
 - ① 市行政の責任者である市長が、その責任の遂行上、地方自治法に定める委員会や附属機関等の構成員を全庁的に把握する必要性は認められる。

② 市で取り扱う個人情報、条例第10条に規定されているとおり常に正確かつ最新のものでなければならない。その確保の意味から、委員会等の種類や構成員の数が多く、また、異動の激しい本業務に係る情報の管理をコンピュータにより行うことの合理性は認められる。

- ・ 取り扱う個人情報の範囲

コンピュータに入力する項目は、氏名、住所、生年月日、性別の基本項目及び委員の任期で、本業務に関する必要最小限の情報であると認められる。

- ・ 安全対策

本業務の処理にあたっては、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を適用し、さらに市長室において「藤沢市の機関の委員会、委員、附属機関等構成員に関わる情報の取扱要領」を定め、運用していくことから、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

- ・ 以上のことから、委員会、委員、附属機関等の構成員台帳作成業務に係るコンピュータ利用を認めるものである。

4 審議会の意見

いわゆるコンピュータによる名寄せは、行政にとっては非常に効率的であると思われるが、個人情報保護の観点からは、総背番号化等きわめて危険性をはらんでいるものであり、安易に行うべきではない。

今回諮問された内容については、地方自治法に定める委員等として、把握する範囲を明確にし、入力項目も基本事項のみに限定していることから承認するものであるが、今後この名寄せについては一層慎重に対処されることを望むものである。

以 上